

## 教育・保育提供区域の設定について

### 1. 教育・保育提供区域とは

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画では、「市町村が定める区域」ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の、「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を定めることとしている。

#### ●子ども・子育て支援法第61条第2項

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域(以下「教育・保育提供区域」という。)ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数(第十九条第一項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。)、特定地域型保育事業所(事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。)に係る必要利用定員総数(同項第三号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。)その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (2) 教育・保育提供区域ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期
- (3) 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び当該教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

### 2. 子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)での区域の設定の例示

国の基本指針(案)では、「小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて」定めることとされている。

#### ●子ども・子育て支援法に基づく基本方針(案)－抜粋－

市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、「小学校区単位」、「中学校区単位」、「行政区単位」等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域(以下「教育・保育提供区域」という。)を定める必要がある。その際、教育・保育提供区域は、2の(二)の(2)に規定する地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定すること。

### 3. 北上市における区域設定の考え方

案①	北上市全域を1つの区域とする考え
案②	16地区（自治振興組織ごとに）で区域を設定する考え

当市の現状として、その地域に在住する園児の利用が大半である園があるものの、市内中心部にある保育園、幼稚園においては市内各所から園児が登園してきている。

保護者の就労先や利用希望の園などを考慮すると、地域を細分化し特定教育・保育施設の確保策を検討するより、市全体としての確保策を検討する方が施設の有効利用の観点からも最善と思われる。

また、どの地域においても、市内中心部には車で30分以内に移動することができることから、当市においては地理的条件や交通事情などを特に考慮する必要はないものとする。

以上のことから、北上市子ども・子育て支援事業計画における区域の設定については、①の案を採用しようとするものである。